

# 占奪する社会<sup>1</sup> ——世界史を理解する新しい方法——

SUPPLANTING SOCIETIES: A DYNAMIC FOR UNDERSTANDING WORLD HISTORY

デイヴィッド・デイ／訳：矢吹 啓

世界の歴史は、移動しゆく人々の歴史である。移動する人々は、時には、それまで誰にも占有されたことのない土地に最初に辿り着くかもしれない。しかしどとんど例外なく、彼ら最初の到来者（first arrivals）に続いて、現住民から土地を奪い取って自身のものとすることに熱中する新規入植者（newcomers）が現れる。新たに入植していく中で、彼らは先住民（pre-existing people）や原住民（indigenous people）から占奪する、と同時に、彼ら自身が占奪される危険から自衛する、というしばしば数世紀にもわたる長期のプロセスを開始する。このプロセスの研究は、歴史家が研究を進める上で一つの原動力となる。特定の社会の歴史が何世紀にもわたってどのように形成されてきたのかについて、我々の理解はより一層深まるだろう。「占奪する社会（supplanting societies）」という新しいパラダイムは、アメリカ合衆国と中国、オーストラリアとイスラエル、ロシアとアイルランドといった、全く異なる諸社会の歴史的展開の関連性を示すという点で特に有用である。さらに、植民地主義や国内植民地主義などの既存の概念を用いるだけでは不可能な歴史的洞察を可能にする<sup>2</sup>。この新しいパラダイムによれば、境界線が移り変わる世界の中で特定の地域を占有しようとする終わりなき苦闘の一部、と捉えたときに、ほとんどの社会の歴史をより深く理解することができるのだ。

諸社会がその領土を拡大し、他者が占有する土地に対する権利を主張する際に、多くの「植民地化の時期（colonial moments）」があった。こうした時期は、しばしば幾重にも折り重なったシンボリズムに彩られる。新規入植者が由緒ある儀式を執り行うことにより、土地とその住民が議論の余地無く彼らの支配下に移ったことを示すためだ。クリストファー・コロンブスは、1492年にカリブ諸島へのスペインの支配権を主張する際に宣言文を公証人に読み上げさせたが、それはスペインの権利を強く主張し、新しい統治者

\*タイトルにある supplanting とは、原語では「ひっくり返す」「乗っ取る」「取って代わる」等を意味する。本稿では、内容に沿って、他者の所有物を奪うことを意味し、土地との関わりを想起させる「占奪」を訳として採用した。なお「占奪」という言葉は、生態系の研究において「外来種が入り込んでくることによって在来種を駆逐し環境を変化させること」を意味して用いられている。また 20 世紀前半には、他国の領土併合をさして用いられた実例がある。

<sup>1</sup> 本稿は東京大学、ロンドン大学、ケンブリッジ大学、スコットランドのアバディーン大学、そしてメルボルンのラ・トローブ大学におけるセミナーでの報告に基づいている。有益なコメントをくださったこれらのセミナーの参加者に感謝する。本稿に通底するアイディアを広げたものは、David Day, *Conquest: A New History of the Modern World*, HarperCollins, Sydney, 2005. なお 2008 年には改訂版がオックスフォード大学出版から、イギリスとアメリカ合衆国で刊行される予定である。

<sup>2</sup> 国内植民地主義という概念は、国家の中核が周縁の人々を搾取し支配することを意味し、活動家や社会学者により 1960 年代から用いられてきたが、その後地域史を叙述する中で歴史家によっても採用された。歴史学におけるこの概念の利用の好例は、Michael Hechter, *Internal Colonialism: The Celtic Fringe in British National Development, 1536-1966*, Routledge and Kegan Paul, London, 1975. また国内植民地主義についての研究史を概観する上で有益なのは、Jack Hicks, ‘On the Application of Theories of “Internal Colonialism” to Inuit Societies’, paper presented at the Annual Conference of the Canadian Political Science Association, 2004. この論文を紹介してくれた矢吹啓に感謝する。

に服従するよう元来の住民 (original inhabitants) に要求するものだった。それから三世紀以上経って、遠く離れたオーストラリア西部では、ブリテン人入植者の一団が、樹木の伐採で象徴的に締めくくられる儀式によりスワン川植民地の占有権を主張した。これらは、北アメリカ大陸とオーストラリア大陸が漸進的に植民地化される中で行われた、多くの類似行為の中の二つの例に過ぎない。このような行為は、植民地本国とそこから遠く離れた植民地とを結びつけたが、同時に新規入植者と彼らが占有しようとしている、彼らにとってはなじみの無い土地との結びつきの始まりでもあった。しかし、占奪の対象である先住民と土地との間に既に存在している強力な結びつきを凌ぐほどのものを確立しなければ、土地を確固として占有していられない。そのため、新規入植者は多彩な方法で土地との結びつきを強める必要があった。その結びつきは、競合する他社会が、今度は彼ら自身からその地を占奪することを抑制する程十分強くなければならなかった。

植民地化と占奪のプロセスは、共にコロンブスとその後に続いたヨーロッパ人入植者により開始されたが、北アメリカとヨーロッパを結ぶ植民地のきずなが断ち切られた後も、占奪のプロセスは存続した。1776年にアメリカ植民地人が独立を宣言し、その後ブリテンとの公式の結びつきを力なく終わらせたとき、確かに北アメリカのほとんどの地域で植民地というエピソードは終わりを告げた。しかし、それは占奪のプロセスの終わりではなかった。というのは、それまで入植者と呼ばれた人々は、半ば勝ち取ったも同然のアメリカ東海岸での足場をさらに補強し続け、同時に西に向かって太平洋岸まで足掛かりを広げようと努めていたからである。アメリカ先住民の立場から見れば、その後も追い立ては続き、さらに激化しさえしたため、ブリテン植民地が独立を獲得したところで状況は同じだった。彼らにしてみれば、アメリカ植民地人の本質は何も変わらなかったのである。ヨーロッパ人はアメリカ先住民が占有する領域に拠点を築くため北アメリカに移住したのであり、独立後も彼らは大陸全土で明確にその目的を追求し続けた。以上から分かるように、植民地主義という概念が北アメリカの歴史を見る上で重要な視点を与えてくれる一方で、「占奪する社会」という概念こそが、北アメリカの歴史のより深い理解を助けるのである。これは他のほとんどの社会を扱う場合でも同様である。

異なる社会を占奪し、その領域で相手を上回る権限を確立するという長期のプロセスを達成するのには、何世紀も掛かる。公式の国旗掲揚、樹木の象徴的な伐採やそれに類似する行為は、このプロセスの最初の一歩に過ぎない。象徴的行為は法的所有権 (legal proprietorship) の主張を確認したに過ぎず、もし法的主張を補強する実効的所有権 (effective proprietorship) の主張を伴う他の行為が続かなければ、簡単に覆されてしまう。ブリテン人だけでなくオランダ人、フランス人もが、海岸線の異なる部分の発見と海図作成を根拠として大陸の一部に対して法的な権利主張を行ったオーストラリアの事例は、この好例である。何世紀も後になっても、海岸線の地図にはオランダ系とフランス系の名称が散在しており、彼らがこれらの場所を見つけた最初のヨーロッパ人であったことを証していた。これらの名称の存続は、大陸の特定の部分についてはフランス人とオランダ人がより上位の法的主張を持つことを、ブリテン人が暗に承認したことを意味する。しかしオランダ人とフランス人は、大陸の一部を実際に占有することによりその法的主張を補強する、という次の段階に踏み出す用意がなかった。そのため発見に基づく彼らの法的主張は事実上失効し、占有に基づく実効的所有権、というブリテン人の主張によ

り取って代わられることになったのである。

実効的所有権という主張を確立するためには、占奪する社会は対象となる土地が彼らだけのものだと確信できる程そこに「精通」する必要がある。このため、新しい領域は探査され地図に書き込まれねばならず、幾つかの事例では、そうした作業を完了するのに何世紀も掛かっている。このような地図は、その後出版されるか占有権の証拠として展示された。だからこそ、ヴェネチアのドゥカーレ宮殿の最も豪華な部屋の一つに地図の間があり、謁見を待つ外国からの来訪者に向けて地中海中のヴェネチアの領土が誇示されたのである。ロンドンでは、ホワイトホール [訳註：ロンドンの官庁街] でイングランド王の謁見を待つ使節は、1549年にイングランド人により発見され権利が主張されていた、北アメリカの一部の地図が掲げられた部屋へ案内された<sup>3</sup>。さらに19世紀には、アイヌが居住する北海道を最終的に日本の一都とすることで、長きにわたって続けてきた支配を公的なものにしようとしたことを日本人が決断したとき、彼らはかつて無いほど詳細に内陸部の特徴的地形が記された北海道の地図を出版し始めた。これらの地図は、その地についての彼らの知識が競合するロシア人に優っており、おそらくアイヌと同等でさえある、と世界に対して暗に宣言していた<sup>4</sup>。

また、ある土地の地図を最初に作成した国家には、その地に対する権利主張に首位権が認められるとも信じられていた。例えば、19世紀初頭のブリテンとフランスの探検者たちがオーストラリア南部の海岸の地図を最初に発行すべく競争を繰り広げたのがその好例である。競争の中でフランス側は、不運なブリテン人探検者マシュー・フリンダースが帰路仮領フランス島 (Ile de France) [訳註：現モーリシャス] を訪れた際、彼を拘束して不正にも一步前に躍り出た。牢獄で健康を害したフリンダースは、フランス人がその後すぐ航海報告をまとめ、1811年には彼らが測量した海岸線を示す海図を発行し、特徴的地形にフランスの名称を付けていたことを知り落胆した<sup>5</sup>。こうした地図はオーストラリア南岸へのフランス人入植地建設の根拠として利用されたかもしれないが、その発行の時点では、既にフランスは本国近くでの事態への対応で手一杯であった。

海岸線の測量は海岸線での入植地建設の正当化に役立つかもしれない。しかし内陸部に対する権利主張のためには、占奪する社会が遙か遠くの地域まで探査し、地図を作成することが必要となる。アメリカ共和国の最初の行為の一つは、まさにその目的のために大陸を横断して太平洋岸までルイスとクラークの探検隊を派遣することであり、新しい国家の領土的野心の広がりが示された。探査と地図作成を完了するには時には何十年、さらに何世紀も掛かることさえあり、占奪する社会は、その様な未踏の領域の占有権について他社会から挑戦される可能性を感じていた。オーストラリア大陸を占有する権利

<sup>3</sup> Andro Linklater, *Measuring America: How the United States was Shaped by the Greatest Land Sale in History*, HaperCollins, London, 2002, pp. 3-4.

<sup>4</sup> Brett Walker, *The Conquest of Ainu Lands: Ecology and Culture in Japanese Expansion, 1590-1800*, University of California Press, Berkeley, 2001, pp. 2-5.

<sup>5</sup> フリンダースとフランス人探検家ニコラス・ボーダンの間の競争の詳細は、Klaus Toft, *The Navigators: The Great Race between Matthew Flinders and Nicolas Baudin for the North-South Passage through Australia*, Duffy and Snellgrove, Sydney, 2002; Huguette Ly-Tio-Fane Pineo, *In the Grips of the Eagle: Matthew Flinders at Ile de France 1803-1810*, Mahatma Gandhi Institute, Mauritius, 1988; Frank Horner, *The French Reconnaissance: Baudin in Australia 1801-1803*, Melbourne University Press, Melbourne, 1987.

をブリテンが初めて主張した後二世紀もの間、その内陸部の一部は、原住民を除けば、また航空機による空からの偵察を除けば、未踏のままであった。そういった地はほとんど砂漠であって、不毛と考えられた土地に対する競争相手となる権利主張者はいなかつた。しかしオーストラリア人は、これらの土地を放置しておくと、過剰な人口をかかえていると思われたアジア系民族からの権利主張を引き起こしはしないかと恐れていた<sup>6</sup>。もちろん、今日では衛星とグーグル・アース（Google Earth）の出現により、地球上のどの部分であれ誰でも至近距離から眺めることが可能になっている。しかしながらと言って、占有されていない土地を遠くのコンピュータ画面でただ見るだけで、一般に認められる所有権の権利主張ができるわけではない。まさに昔からそうだったように、単にその地を見たり地図を作成したりするだけでは、恒久的な所有権を確立するためには不十分である。

地図作成という行為には、特徴的地形と入植地への命名が必要不可欠である。たいてい、命名される名称は新規入植者に独特のものであり、自分たちのものにしたい領域に対して、強力な占有の感覚を持つべく選ばれる。ほんの幾つかの例を挙げれば、ニュイングランド、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨークといった名称の選択は、これらの土地に対するイングランド人入植者の占有権という感覚を補強し、より以前のヨーロッパ人ないしアメリカ先住民の占有者の痕跡を消す助けとなつた。例えば、オランダが支配したニーウアムステルダム（Nieuw Amsterdam）はイングランドが支配するニューヨークとなり、この象徴的な名前の変更によって、より確固としてイングランドのものになつた。同様に、ギリシャ北部の町や村につけられたスラヴ系の名称は、20世紀にはその地域をギリシャ国家の内部に確實に組み込むため、ギリシャ系の名称に変更された。住民の名前もまた布告により改名を命じられ、少数民族の言語を話すことが違法化された。いずれも均一の「ギリシャ性（Greekness）」を持つという印象を与え、いかなる独立要求も起こらないようにするためになされたのである<sup>7</sup>。

時として、先住民が特徴的地形につけた名称を占奪する社会がそのまま残すこともあつた。北アメリカ全土にアメリカ先住民の付けた名前が新規入植者によって残されているし、オーストラリアでもパラマッタからウロンゴングにいたるまで町の名称が土着のアボリジナルの言語からとられている。これには、不慣れな土地を旅する際に新規入植者と原住民がお互い意思疎通できるように、という現実的な目的があつた。また、土地と先住民の間に存在し恐らく長続きしてきた結びつきを彷彿とさせるものだからこそ、こうした名称により優れた真正性を付与することもできる。新しい国家のまだ建設されていない首都を命名するにあたり、オーストラリア首相アンドリュー・フィッシュターが、その地に長く適用されてきた名称であることから、キャンベラ、というアボリジナルの単語に決めた背景には、こうした理由があつたのではないだろうか。このスコットランド生まれの政治家は、例えばシェイクスピア等のブリテンとの結びつきを示唆する多くの選択肢を却下し、また彼自身の名をとつて命名するという提案も同様に却下したので

<sup>6</sup> David Walker, *Anxious Nation: Australia and the Rise of Asia 1850-1939*, University of Queensland Press, Brisbane, 1999.

<sup>7</sup> Loring Danforth, *The Macedonian Conflict: Ethnic Nationalism in a Transnational World*, Princeton University Press, Princeton, 1995, pp. 69-77.

あった。他の多くの選択肢と比べて、「キャンベラ」という名前は、緩やかにうねる草地に自然と合うと思われたのである。人種的排他主義に基づくフィッシャーのより大きな国家建設プロジェクトに、キャンベラという名前は古来の真正性という感覚を付与した。そうすることによってオーストラリアが比較的最近に到来した人々が作った国家であり、単語を借用した当の元来の住民を追いやるプロセスに彼らが依然として従事していることを部分的に隠していたのである<sup>8</sup>。

もちろん、土着言語からとった名称や単語を使うことで、自分たちはよそから他者が権利を主張する土地に来たのだ、という占奪する社会にとって居心地の悪い過去を想起させることもあるだろう。しかし 1900 年代初頭までにオーストラリアでそうなっていたように、先住民がほとんど征服されてしまっている場所では、彼らの名称を幅広く利用したとしても占奪する社会にとってあまり脅威にならない。実際、ここ何十年かの間に有名な特徴的地形に土着の名称が再命名されており、その最も著名な例は 1985 年、ほぼ正確にオーストラリアの中心に位置するエアズロックの、アボリジナルの名称であるウルルへの改名である。この赤い一枚岩は、その位置する土地に住む土着のアボリジナルにとって神聖な場所であったが、多くの白系オーストラリア人のアイデンティティにとってもまた重要になってきていた。聖地に登ることを控えるよう求めるアボリジナルからの要請にもかかわらず、毎年何万という白系オーストラリア人が象徴的に登頂を繰り返したのである。当然の如く、ブリテンとの結びつきを示す名称を替えることは、論争を起こさずには済まなかったが、名称の変化を憂慮する白系オーストラリア人は、人気のある観光地が国立公園局の管理下に留まるという公的保証により、少なくとも部分的にその不安を和らげられた。アボリジナルの名称の承認は、アボリジナルの占有が圧倒的に長期にわたり、彼らが土地とより密接な絆を持つことを公に認める程度まで、白系オーストラリア人が自分たちの占有を十分に確信するようになってきた、という証しである。実際、「キャンベラ」の例からも分かるように、大陸と自分たちの比較的短い関わりを、アボリジナルと土地のずっと長い関わりの中に位置づけることを可能にする改名は、白系オーストラリア人にとってむしろ有益であった。1990 年代初頭にオーストラリア首相ポール・キーティングが主張したように、「土着のオーストラリア人の文化遺産は…我々の国土理解と帰属意識を特徴付けている」のである<sup>9</sup>。

キーティングは、アボリジナル系のオーストラリア人と彼らの伝統的な土地との結びつきと同じように、白系オーストラリア人と大陸とを強固に結びつける独自の建国物語を生み出すことが、オーストラリアにとって潜在的に有益であると気づいていた。それは全ての占奪する社会が直面する難問であり、先住民の追放を正当化し、新規入植者とその占有地を強く結びつけるため、説得的で、また彼ら自身を鼓舞するような建国物語が必要となる。これは、原住民と彼らの競合する物語が並存する場合、特に深刻な問題である。アメリカ合衆国は、宗教的迫害から逃れ、約束の地を北アメリカに見いだした亡命者たちの経験に基づく壮大な建国物語を作り上げることにより、この難問を克服し

<sup>8</sup> キャンベラの起源とその命名については、Pamela Statham (ed.), *The Origin of Australia's Capital Cities*, Cambridge University Press, Melbourne, 1989; Gavin Souter, *Acts of Parliament: A narrative history of Australia's Federal Legislature*, Melbourne University Press, Melbourne, 1988, pp. 210, 213-14.

<sup>9</sup> David Day, *Claiming a Continent*, HarperCollins, Sydney, 2005, p. 396.

ようと試みた。ただ残念なことに、その約束の地をアメリカ先住民の諸部族が既に占有していたのである。それでも、新規入植者に対して土地が協定により気前よく割譲されたという主張、また別の事例では伝統的な方式に則って武力で公正に勝ち取り、後に和平協定で割譲されたという主張によって、この困難は部分的に乗り越えられた。この心安らぐ建国物語は、ワシントンの国会議事堂の建物でも、六メートルの自由の女神像と古代ローマへの数々の引喩により表現されている。円形大広間の階上の周囲には19の情景が描かれており、ヨーロッパ人の到来以後のアメリカ史からの平和的な描写がそのほとんどを占める<sup>10</sup>。時がたつにつれ、アメリカ先住民の数、そして彼らの様々な建国物語の有効性は、「自由の地」の恵みを分かち合い、異質な土地への帰属意識を持つようになった新規入植者の数に圧倒された。しかし多くのアメリカ先住民は好機を待ち続け、失ったものをいつかは回復するという希望を抱き、彼らの物語を子孫に語り継いでいる。

いくつかの社会にとって、占有の権利主張を補強する独特の建国物語を生み出そうという試みが、より大きな問題を生むこともある。例えば、ギリシャ北部に住むギリシャ人とマケドニア人は、その地域の正統な占有者と見なされるべきであるという対立する主張を正当化するため、共にアレクサンドロス大帝と古代マケドニア人の物語に立ち返った。二つの競合する共同体から世界に散らばっていった人々が世界中で行ったデモでは、双方が彼らの行進の先導役としてアレクサンドロス大帝の衣装に身を包んだ人々を立たせた。そのどちらもが、そのことに対して異議を唱えさせない正統性を持ち得なかつたにもかかわらず、である<sup>11</sup>。同様にイスラエル人とパレスチナ人は、かの長年の係争地を占有するためのより上位の権利主張を可能にする、それぞれの建国物語の効力を確信している。2000年もの間ほとんどその土地を離れていたにもかかわらず、イスラエル人は、大昔に住んでいた事実に基づいて、パレスチナに戻って先祖の占有を回復する権利があると主張した。それとは対照的にパレスチナ人は、自身の権利主張の優越性を主張するため、イスラエル人が不在だった何世紀もの間その地に住んでいたことを指摘した<sup>12</sup>。同じ土地に附隨する、かくも説得力のある二つの建国物語の存在を考えれば、両者の紛争の解決が著しく困難であり続いていることは驚くに足りない。これらの物語の間の大きな隔たりが解消されない限り、平和を望むことはほとんど不可能である。

占奪する社会の領土的野心と先住民の土地所有権の間の溝を橋渡しすることは、先住民を追いやる行為を正当化するために彼らを未開人、野蛮人、果てはけだものとすら卑しめる、どの占奪者にも見られる傾向ゆえにより困難になっている。原住民は野蛮で未開化の状態にあると推測されるため、彼らが住む土地へのいかなる権利主張もありえない、と一般に論じられた。コロンブスはカリブの島々をスペインのものと主張するときにその様な議論を利用したし<sup>13</sup>、同様にロシア人はウラル山脈を越えシベリアの権利主

<sup>10</sup> 建物の特色は公式サイトで見ることができる。<http://www.aoc.gov/>.

<sup>11</sup> Danforth, pp. 25, 163-7, 171.

<sup>12</sup> Yael Zerubavel, *Recovered Roots: Collective Memory and the Making of Israeli National Tradition*, University of Chicago Press, Chicago, 1995; Myron Aronoff, 'Myths, Symbols, and Rituals of the Emerging State', in Laurence J. Silberstein (ed.), *New Perspectives on Israeli History: The Early Years of the State*, New York University Press, New York, 1991.

<sup>13</sup> Stephen Greenblatt, *Marvellous Possessions: The Wonder of the New World*, Clarendon Press, Oxford, 1991, p. 168; Stephen Greenblatt (ed.), *New World Encounters*, University of California Press, Berkeley,

張をしたときにそうした議論を利用し<sup>14</sup>、とある日本の政治家は征服された朝鮮人を「人間よりか獸類に近いと謂ふても宜いやうである」〔訳註：荒川五郎『最近朝鮮事情』（清水書店、1906年）〕と描写した<sup>15</sup>。さらにヒトラーも、彼自身が自覚していたかどうかはともかく、第二次大戦中に野蛮人であるはずのスラヴ人を征服するために東欧に軍隊を派遣した際、彼らの例に倣った。それぞれが、以前は暗闇しかない場所に文明の灯りをただ持ち込んでいるだけだと思い込むことができたのである。熱狂的に入植を唱導したイングランド人、リチャード・ハクルートがウォルター・ローリー卿に請け合ったように、「野蛮人を征服し、未開人と異教徒を教化し、無知なるものを理性の軌道の内に引き込むこと…これ以上の栄誉」はないのだった<sup>16</sup>。

征服行為それ自体が、占奪する社会によって、征服された人々の土地を奪い取る法的権利を与えるものと見なされることもあった。例えば1659年、ケープタウンのオランダ人指揮官は、原住民の蜂起を鎮圧した後に彼らの土地を奪ったことを正当化した。すなわち、その土地は征服の権利に基づく彼らオランダ人の所有物であり、「防戦する中で剣によって正当に勝ち取られた」のであった<sup>17</sup>。トマス・ジェファソンは、ブリテンが北アメリカ植民地に対して主権を行使する正当性に疑義を差しはさむ際に、同様の議論を利用した。ブリテンの納税者はその領域を征服しておらず、それ故彼らに何の権利もなかった、と彼は記している。むしろ、ジェファソンが論じるところによれば、アメリカ植民地人こそが「入植地を獲得し、入植を成功させるために」生命と財産を賭したものであった。彼らは、「彼ら自身のためにこそ戦い、彼ら自身のためにこそ征服したのであり、従って、彼ら自身のためだけに入植地を占有する権利をもつのだ」<sup>18</sup>。しかし彼は、アメリカの入植地獲得の企て全ての法的根拠をただ征服という行為にのみ求めることに関しては、少なからず曖昧な態度をとっていた。そもそも、征服の結果がヴァージニアのアメリカ先住民にとっては破滅的なものであることは明らかだった。それで、1781年の間、後にパリで最初に刊行されることになる『ヴァージニア覚書 Notes on the State of Virginia』を執筆する中で、ジェファソンは、インディアンの土地が「征服によって彼らから取りあげられたものであるというのは、広く思われているほどには一般的な真実ではない」とフランス人読者に請け負ったのである。実際、ヴァージニアのほとんどはアメリカ先住民から新規入植者に自発的に売却してきたことを示す、豊富な証拠が植民地の記録に残されている、とジェファソンは主張していた<sup>19</sup>。

イングランド人によるヴァージニアの占有を正当とする主たる根拠として征服をとらえることに対する、ジェファソンの曖昧な態度は、彼の道徳的な良心の呵責を反映する

<sup>14</sup> 1993, pp. 4-6.

<sup>15</sup> Yuri Slezkine, *Arctic Mirrors: Russia and the Small Peoples of the North*, Cornell University Press, Ithaca, 1994, pp. 32-5, 113-16.

<sup>16</sup> Peter Duus, *The Abacus and the Sword: The Japanese Penetration of Korea, 1895-1910*, University of California Press, Berkeley, 1995, pp. 397-8.

<sup>17</sup> Anthony Pagden, *Lords of All the World: Ideologies of Empire in Spain, Britain and France c. 1500-c. 1800*, Yale University Press, New Haven, 1995, p. 64.

<sup>18</sup> Noel Mostert, *Frontiers: The Epic of South Africa's Creation and the Tragedy of the Xhosa People*, Pimlico, London, 1993, pp. 115, 134, 139.

<sup>19</sup> Merrill Peterson (ed.), *The Portable Thomas Jefferson*, Penguin, New York, 1977, pp. 4-5.

<sup>19</sup> *Ibid*, pp. 135-6.

だけでなく、ほとんどの占奪する社会が直面する苦境の反映でもあった。征服行為は、普通占奪する社会が新しい領域を占有するために必要となるが、しばしば原住民へ破壊的影響をおよぼすために、占奪するプロセスを覆い隠す道徳的偽装としての有効性には限界がある。東欧の住民を追放し、ドイツ人を代わりに入植させたことを正当化する際に、ヒトラーは恥知らずにもそれは単に「力の問題（question of might）」であると宣言したかもしれない。しかしそれ以上正当化の根拠を示せなかつたために、世界中のほとんどの国がヒトラーに対抗して団結することができた<sup>20</sup>。他の社会は、他者が占有していた領土を奪う論拠を主張する際には、より用意周到である。部分的に征服行為に正当化を頼ることもあるが、それは大昔の先祖による征服行為であった。例えばイタリア人が、19世紀後半以降、地中海周辺の地域の征服を正当化するに当たっては、古代ローマによる征服と、ローマ帝国の数々の遺跡の存在を指摘することによって、現代イタリア人が先祖の権利を再び主張する根拠としたのである。1941年にあるイタリア人地理学者が主張したように、イタリアの領土拡張は「ローマの血統」に基づき、「征服ではなく、正統な領土回復」であった<sup>21</sup>。現代イスラエル人も同様であり、今日のパレスチナ人追放を正当化するために、現代のイスラエル国家を生み出した征服行為よりは彼らユダヤ人の先祖の古代の戦いに立ち返った。そして1967年のヨルダン川西岸地区の征服によってイスラエルが領土を広げたとき、彼らは慎重に、征服行為というよりは「解放」行為としてそれを表現した<sup>22</sup>。

同様に、日本がアジア大陸での領土拡張政策を始めた時にも、征服を何かそれ以外のものとして表現することに意を尽くしていた。朝鮮半島の併合は征服ではなく、日本という家族への朝鮮人の再編入である、という主張が喧伝された。後の満州と中国、ついには東南アジアへの進出は、征服の権利に根拠を求めるのではなく、アジアの最先進国としての日本の、文明化の使命の一部として合法化された。ラドヤード・キプリングの『白人の責務 *The White Man's Burden*』の変形として、これらの領域は、ヨーロッパによる支配から、また彼ら自身の後進性から「解放」されていき、彼らの為になるように日本の大東亜共栄圏に組み入れられていったのである。朝鮮や台湾、満州、そして太平洋諸島の一部の事例では、日本は占奪する社会として振る舞い、元来の住民を追い立てて征服した領土を大日本の一部にしようとしていた。その他の地域、例えば東南アジアなどでは、帝国として振る舞い、元はヨーロッパの植民地であった地域を政治的、経済的に日本の保護領に変えようとしていた<sup>23</sup>。

中国もまた、1949年の内戦終結後に国土に組み込もうとした地域に、征服という概念が当てはめられることを嫌っていた。チベットと台湾を征服し、強制的に支配下に置くことは簡単であつただろう。しかし、現地の人々の要請に基づいて併合がなされると見

<sup>20</sup> Alexander Dallin, *German Rule in Russia: A Study of Occupation Policies*, Macmillan, London, 1957, p. 278.

<sup>21</sup> Lucio Gambi, 'Geography and imperialism in Italy: From the Unity of the Nation to the "New" Roman Empire', in Anne Godlewska and Neil Smith (eds.), *Geography and Empire*, Blackwell, Oxford, 1994, pp. 76, 83, 90.

<sup>22</sup> Zerubavel, pp. 23, 39-47, 129-30, 224.

<sup>23</sup> W. G. Beasley, *Japanese Imperialism, 1894-1945*, Clarendon Press, Oxford, 1987, pp. 52-3, 118-19, 143-4, 233-43.

せかけることにより、併合の合法性を確保することが明らかに重要だった。素早い行動によりチベット国家を崩壊させることを避け、中国人民解放軍は、チベット国境を越えるとすぐに行軍を停止した。その後、最終的に1951年5月、内部で意見分裂を起こしたチベット政府が軍事的圧力に屈服し、首都ラサに中国人征服者を招き入れるまで、中国人民解放軍は待機していた。中国の視点からすれば、彼らは封建的過去からの「チベットの平和的解放」に従事したのであった<sup>24</sup>。支配を確立すると直ちに、やがてはヒマラヤ地域を永遠に中国のものとするよう計画された、チベット人を占奪する忍耐強いプロセスが開始された。中国は同様に台湾の征服者となることを避けることを明確にしており、いつの日か屈服することを願って忍耐強い待機戦術をとっているけれども、台湾の問題はずっと解決が困難であることがわかっている。

オーストラリアも、大陸を征服したことを否定する、占奪する社会の興味深いもう一つの事例を提供する。ブリテンから到来した者は入植者として描写され、アボリジナルとの衝突の深刻さとその持続は、長いこと歴史家により軽視されていた。1970年代以降、新しい世代の歴史家がオーストラリアのフロンティアの史資料を調査し始め、時として激しい衝突があったことが明らかになるにつれ、変化が始まった。オーストラリアの政府と裁判所も過去についての新しい解釈を徐々に認めた。1992年にキーティング首相は、以下のように述べてこれを渋々認めている。「追放を行ったのは我々であった。我々が因襲的な土地を奪い、伝統的な生活様式を破壊したのである。我々は様々な災害をもたらした。例えばアルコール。我々は殺人を犯した。母親からその子供を奪いさえした」<sup>25</sup>。それはキーティングによる画期的演説であったが、その感傷は、彼らの大陸占有が征服行為に基づくという見解を快く思わない、多くのオーストラリア人によって強く拒絶された。1995年にある学校教科書がそれまではオーストラリアへのブリテン人の「入植」と呼ばれていたことを叙述するために「侵略」という単語を用いた際には、大衆紙の紙面に憤慨の言葉が踊り、関係する州政府がその教科書を撤回する事態になった<sup>26</sup>。保守的なジョン・ハワードは、キーティングの後を継いで1996年に首相に就任した時、「歴史についての論争を落ち着かせ、緊張を緩和する」と人々に約束した<sup>27</sup>。彼の政府は、征服に関する話題をすべて押さえ込むことでこの公約を実現しようと試みた。しかしながら、占奪する社会は今後もずっと、ある程度まで過去に悩まされるであろう。

他者の土地を征服し、占有するために彼ら自身はよそから来たのだという事実を自覚することは、あらゆる占奪する社会にとって難しい問題である。既述したように、占奪する社会はしばしば、原住民を野蛮人と見なし、より高次の文明の恩恵を彼らに届けているのだと彼らを貶めることで、問題を矮小化しようと試みる。彼らはまた、元来の住民がしていた以上に、土地を有効に活用していることを示す欲求に駆られる。新たに占有を宣言した土地を開拓することは、占奪する社会が土地に対する実効的所有権を主張することを可能にし、他方で土地をより良く活用していることを顕示することによって、

<sup>24</sup> Melvyn Goldstein, *A History of Modern Tibet, 1913-1951: The Demise of the Lamaist State*, University of California Press, Berkeley, 1989.

<sup>25</sup> キーティングの演説は、

<http://www.australianpolitics.com/executive/keating/92-12-10redfern-speech.shtml>.

<sup>26</sup> Anna Clark, *Teaching the Nation*, Melbourne University Press, e-book, 2006, p. 14.

<sup>27</sup> ハワードのインタビューは、<http://www.abc.net.au/4corners/content/2004/s1212701.htm>.

道徳的所有権（moral proprietorship）という主張を補強するのだ。北アメリカへの初期の入植者たちは、アメリカ先住民が土地を耕すことに失敗したという前提のもとで、しばしば土地に対する権利主張を行った。マサチューセッツ湾植民地の初代総督、ジョン・ウインスロップによれば、その様な未耕作の土地はすべて「その土地を所有し価値を高める者が好きに扱って良いのである」<sup>28</sup>。同様に、オランダ人は、17世紀の終わり近く、原住民が「種まきも収穫もしない」という事実を指摘し、喜望峰植民地の原住民の土地を奪うことを正当化した<sup>29</sup>。

土地への権利が主張され、占有されると、権利主張が一般に認められるためには土地を囲いそこに居住しなければならないと明記する規則により、占奪する社会にとって個人の権利主張を土地に刻み込むことが不可欠になる<sup>30</sup>。それ故、土地を囲い開墾することがすぐには可能ではないという状況は、心配の種になりうる。19世紀のオーストラリアでは、入植初期の牧畜業の経済性の高さと有り余る牧草地の存在が、いわゆるスクオッター（squatters）〔訳註：公有地で放牧をする者、後に富裕な家畜所有者〕が、羊を僅かに樹木に覆われた土地を渡り歩かせるよう促した。羊の群れの番をする最小限の羊飼いを使えばよく、彼らを囲い込む柵や占有のしとなる恒常的な住居を設ける必要がなかったのだ。スクオッターたちの富は、彼らが放牧する借入地ではなく羊毛に由来し、土地は国王の所有物のままだった。彼らの手法により、数十年の間にオーストラリアの温帯地域のほとんどが占有され、アボリジナルの住民が追いやられていった。しかしながら19世紀後半には、土地に占有の痕跡をほとんど残さなかつたことが、彼らにとって不利になった。

1850年代の金鉱脈発見によってオーストラリアの人口が大幅に増加すると、スクオッターの広大な借入地を小さな農場に分割することを求める声があがったのである。「我々の心からの、最大の念願は、入植して開墾すること（‘Our dearest and greatest ambition/ Is to settle and cultivate land’）」と、当時の民謡では謳われている<sup>31</sup>。オーストラリア各植民地の土地選択法は、1860年代以降、あまり入植が進んでいなかつた内陸部の大部分への入植を促進し、人々に土地の所有権を与えた。それは、同時代のアメリカ合衆国のホームステッド法が人口過密な東海岸からアメリカ西部のフロンティアへ人々を引きつけたのに良く似ていた。北海道では、人口過疎のアイヌの土地に日本人が移住するよう日本の官吏が促すと同時に、アイヌは日本人であると再定義され、伝統的な狩猟、漁獲による暮らしを捨て、新しく到来した日本人農民と共に開墾に取り組むよう強制された<sup>32</sup>。それぞれの事例で、農場が開墾され、柵で囲われ、その上に住居を建て、さらにその地に実際に農場主が居住することが法律で求められていた。これらの社会は、その様な行為の結果としてより確固として土地を占有していられるようになった。それは、先住民

<sup>28</sup> Patricia Seed, *Ceremonies of Possession in Europe's Conquest of the New World, 1492-1640*, Cambridge University Press, Cambridge, 1995, pp. 30-1.

<sup>29</sup> Mostert, pp. 115-16.

<sup>30</sup> Seed, pp. 16-19, 30-1.

<sup>31</sup> From the ballad, *Hurrah for Australia* (1864).

<sup>32</sup> David L. Howell, ‘Ainu Ethnicity and the Boundaries of the Early Modern Japanese State’, *Past and Present*, No. 142, February 1994; Donald Philippi, *Songs of Gods, Songs of Humans: The Epic Tradition of the Ainu*, University of Tokyo Press, Tokyo, 1979, pp. 14-15.

を占奪する長期にわたるプロセスをほんの一歩先に進めたに過ぎなかつたけれども。

ヒトラーは、征服行為が東欧の人々を追放することを正当化する根拠となると考えていたが、これらの土地をドイツが継続的に支配するためには、スラヴ系住民が行っていたと彼が主張する以上に土地を十分に活用する必要があることを理解していた。1941年8月に東方に軍隊を解き放ったとき、ヒトラーは今にも獲得しようとしている土地を「エデンの園」に変えるという野心を將軍たちに告げた<sup>33</sup>。すでに『我が闘争 *Mein Kampf*』で主張していたように、十分に活用されていない土地を要求する権利は、「奪取する力と開拓する勤勉さ」を兼ね備える人々にあるのだ。ドイツの戦車はドイツの鋤に取り替えられ、それによってその土地はドイツ国民にとって二重に揺るぎないものとなるだろう<sup>34</sup>。開墾は征服の自然な結果であった。実際、開墾を伴わない征服は短命に終わる可能性が高かった。それどころか、時折開墾が征服に先立ち、征服を多少なりとも正当化することさえあつたのである。例えば、パレスチナではユダヤ系組織が、「徐々に、しかし徹底的に、アラブ人の土地所有の圧倒的優勢を弱め、ユダヤ人の先進的な手法により開墾された地域を最大限に広げる」という目的を持って、アラブ人から購入した土地で集約農業を展開した<sup>35</sup>。これら初期のユダヤ人開拓者がパレスチナの荒れ地を繁栄に導いたという主張は、新国家建設とパレスチナ人追放を正当化する根拠の一つとしてイスラエルの支持者により利用されることになったのである。

未耕作の土地を耕作することは征服領土の所有権という主張を強めはするが、先住民がその地に存在し続けることは、その主張への潜在的挑戦として働くかもしれない。常に新規入植者の主張の正統性を蝕み、おそらくは完全に転覆させすらする可能性があるのである。それゆえに、元来の住民の異議申し立てに首尾良く対処することは、新規入植者の長期的な安全確保にとってきわめて重要である。挑戦に対処するには様々な手段があり得るが、占奪する社会は、必ず、土地の所有権についてより強力な権利を持つと主張しうる人々を、方法こそ違え土地から絶滅させようと努めさせる、ジェノサイドの強迫衝動（genocidal imperative）に駆られることになる。

1943年に「ジェノサイド」という言葉を作り出したとき、ポーランド系ユダヤ人法律家、ラファエル・レムキンは、ナチ国家により征服された人々に対して用いられた、あらゆる法律や規則、運動を表す、幅がある定義を考えていた<sup>36</sup>。その後この言葉は、国家による特定の集団の計画的且つ物理的な破壊として、一般的な用法ではより狭く定義されている。けれども、占奪する社会は、レムキンの考えた広い意味をもつ言葉に合致するジェノサイドの強迫衝動に駆られるのだ。彼らの権利主張の保証は、元来の住民を全てであれ一部であれ、絶滅させることによって補強されるのであり、この成果をもたらすために様々な方法が用いられる。そのために顕在的な手段をとる必要がない場合もある。元来の住民がほとんど、もしくは全く免疫を持たない病気が、新規入植者によつ

<sup>33</sup> Timothy Patrick Mulligan, *The Politics of illusion and Empire*, Praeger, New York, 1988, pp. 8, 11.

<sup>34</sup> Adolf Hitler, *Mein Kampf*, Pimlico, London, 1992, pp. 123, 127, 597-9.

<sup>35</sup> Jehuda Reinhartz, 'The Transition from Yishuv to State: Social and Ideological Changes', in Laurence J. Silberstein (ed.), *New Perspectives on Israeli History: The Early Years of the State*, New York University Press, New York, 1991, p. 37.

<sup>36</sup> ジェノサイドという言葉の、レムキンによる本来の用法は、Raphael Lemkin, *Axis Rule in Occupied Europe*, Carnegie Endowment for International Peace, Washington, 1944.

て偶然持ち込まれるなどの場合である。これは、天然痘から麻疹まで、アメリカ先住民に破壊的な影響を持った病気をヨーロッパ人が持ち込んだ時に、南北アメリカで生じた。同様に、シベリアにおけるロシア人、北海道における日本人、オーストラリアにおけるブリテン人や、その他数え切れないほど多くの事例で、彼らが羨望していた土地に住む住民の間で偶然病気が広まった。これらの病気により生じた死と衰弱、社会的混乱は、たいてい、抵抗を打ち負かす際に用いられる新規入植者の武器よりも効果的だった。

1624年から1857年の間に、北海道では天然痘の流行が少なくとも19回、それに加えて麻疹の流行が5回、インフルエンザの流行が1回あった。日本人占有者と土着のアイヌ住民の接触は梅毒を伝播させ、原住民の犠牲を増した。プレット・ウォーカーによれば、「おそらく他のどんな要素よりも、病気が北海道への日本人の入植を準備した」のである<sup>37</sup>。病気はまた、ブリテン人によるオーストラリアの占有を準備した。山脈を越えて大陸内奥まで天然痘は広まり、ブリテン人が山脈を越える道をなんとか見つけ、残存するアボリジナルと接触するずっと前に、アボリジナルの数を激減させていたのだ。天然痘がシドニーのブリテン人入植地に発するのか、それともオーストラリア北部へのマカッサン〔訳註：インドネシア・スマラウェシ島のマカッサルを拠点とした漁師兼交易者〕の来訪者からもたらされたのか、歴史家たちは依然として論争を続けているが、いずれにせよ、天然痘の原住民に対する深刻な影響は、その後の他の病気の流行も含めて、元來の住民とブリテン人侵入者との間の衝突の激しさを著しく軽減した。結核だけ取っても、1780年から1870年の間にオーストラリア北部のアボリジナル住民の約半数の命を奪った。免疫を持たない原住民へのこれらの病気の効力は、先住民は死に絶えるよう運命付けられ、どういうわけか自分たちの優越が彼らの神により、もしくは自然法則により定められているのだ、と多くの占奪する社会が確信するのを助けたのである<sup>38</sup>。

原住民に対する病気の深刻な影響は、それほど直接的な殺害を伴わずにジェノサイドの強迫衝動が展開されるという結果をもたらした。オーストラリアでは特にそうで、ブリテン人がアボリジナルの生存者と接触するずっと前に、病気が多くの原住民を駆逐していた。北海道やシベリアなどでは、正式の追放に先立つ何世紀もの間の交易のための接触のなかで、原住民は病気や時折の虐殺によって弱体化していたため、その後の正式な追放はほとんど暴力を伴っていない。しかしそ他の場所では、追放は名実共にジェノサイドと呼びうる殺害の爆発的広がりという特徴をもった。1607年にイングランド人が北アメリカのパウハタン族の土地を占有し、ヴァージニアと改称したとき、暴力の劇的な連鎖が始まった。1622年にパウハタン族首長の一人が殺されたあとで、イングランド人の三分の一が虐殺されるという事態が起こった。比較的乏しい土地資源や食料を巡る新規入植者とそれまでの土地占有者の間の競争は、このような衝突を不可避なものにしたのである。パウハタン族による虐殺に対し、より強力な武器を持つイングランド人は圧倒的な力でもって応酬した。彼らは、パウハタン族を壊滅させることでイングラン

<sup>37</sup> Walker, pp. 13, 177-90.

<sup>38</sup> オーストラリアのアボリジニへの病気の影響とその起源に関する歴史学上の論争については、Judy Campbell, *Invisible Invaders: Smallpox and Other Diseases in Aboriginal Australia, 1780-1880*, Melbourne University Press, Melbourne, 2002; Noel Butlin, *Our Original Aggression*, George Allen and Unwin, Sydney, 1983; Alan Frost, *Botany Bay Mirages*, Melbourne University Press, Melbourne, 1994.

ド人による占有への脅威をなくそうと決意していた。当時の観察者は、イングランド人がパウハタン族を「もはや一つの部族を構成できないよう」にするという目的をもって、「絶え間ない報復戦争」に乗り出す過程を記している。しかしそれでも 1644 年にパウハタン族は再びイングランド人の虐殺をしかけることができたが、さらに大規模な報復を招いて、彼らはついに降伏させられた。ヴァージニア議会は、彼らは「壊滅し離散した」ので、「もはや部族の体を成していない」ことを認めている。60 年に及ぶ接触の後、パウハタン族の人口は接触以前の推定人口 13,000 人からたった 2,000 人にまで減少していた。彼らの追放は完了したのである<sup>39</sup>。

このような虐殺は、ある程度までは自衛行為として正当化されると思われたようであった。新規入植者は、彼らの生命と新しく獲得した土地の占有が、パウハタン族を土地から排除するまでは確かではないことを知っていた。しかし他の社会の土地を占有するために先住民を殺害することを正当化するのは、たとえ時にそれが自衛行為であったとしても困難であり、殺害者の心に傷を残すことになる。その代わりに、いくつかの社会は、直接的殺害を表面上は含まないが、それにも関わらず先住民の大規模な死をもたらす手段に訴えてきた。伝統的に占有してきた土地から人々を追い立て、遠隔地へ連行することには、彼らが厳しい気候、病気と食料・水の欠乏の犠牲となるため、直接の殺害と同じ効果がある。1830 年代にチェロキー族がアメリカ軍によってジョージアから強制的に追い立てられたとき彼らが苦しんだことは「涙の旅路」と巧みに呼ばれているが、彼らは西方の新しい居留地へ向けて曲がりくねった道を行進した後、極寒の冬の間に、新しい土地で何千人もが死んでいったのである<sup>40</sup>。このような追放は、占奪された人々を土地から排除しようというジェノサイドの強迫衝動に駆られていた。トルコによるアルメニア人追放、ドイツ人のポーランド人追放、そしてロシア人によるタタール人追放などは、その一部の例に過ぎない。

先住民は、その他のあまり暴力的でない手段により見えなくされることもある。例えば 20 世紀にギリシャ北部でおきたように、彼ら先住民の顕著な文化的目印がはぎ取られるのだ。そのときギリシャの国内少数民族は、ギリシャ系の名前以外の名前を持つことを禁じられ、彼ら自身の言語を用いることも彼ら自身の宗教を守ることも拒まれた。同様に地名も、表面的な観察者を騙して、この地域が過去も現在もずっとギリシャの一部であると信じさせるために、ギリシャ語風なものに変えられた。全ての子供たちにギリシャ式の教育を受けさせるよう強制し、親の言語や文化を学ぶことを許さないことによって、これらの少数民族の子供たちの多くに、彼らがギリシャ人に他ならないという確信が植え付けられた<sup>41</sup>。20 世紀の間にギリシャに住むトルコ人がイスラム教徒のギリシャ人と再定義されたように、トルコも同時にクルド人やその他の少数民族という区別を定義上はなくし、クルド人は山岳部のトルコ人と再定義された。子供たちにクルド系の

<sup>39</sup> E. Randolph Turner, 'Socio-Political Organization within the Powhatan Chiefdom and the Effects of European Contact, A.D. 1607-1646', and J. Frederick Fausz, 'Patterns of Anglo-Indian Aggression and Accommodation along the Mid-Atlantic Coast, 1584-1634', in William Fitzhugh (ed.), *Cultures in Contact: The Impact of European Contacts on Native American Cultural Institutions A.D. 1000-1800*, Smithsonian Institution Press, Washington, 1985, pp. 211-17, 237-50.

<sup>40</sup> John Ehle, *The Trail of Tears: The Rise and Fall of the Cherokee Nation*, Doubleday, New York, 1988.

<sup>41</sup> Danforth, pp. 112-30.

名前を付けることは禁じられ、クルド系の民謡を聞くことも妨げられた。民族としてのクルド人の存在を公に宣言することは犯罪行為であるとされさえしている。1981年にトルコ議会である議員が大胆にも自分がクルド人であると話し、トルコにクルド人が存在すると述べたとき、彼は投獄された<sup>42</sup>。日本人も韓国併合の間、同様のことをしている。日本人の移民を促すことで朝鮮人を占奪することを目指すと同時に、朝鮮人を日本人種に内包されるものと定義したのである。彼らの言語と文化的表現は禁じられ、韓国名から日本名へと創氏改名が行われた<sup>43</sup>。

占奪された人々の同化は、それが強制されたものであるかどうかを問わず、占奪する社会が、占有することとなった土地を確かに占有しているという、より確かな感覚を持つためのジェノサイドの強迫衝動の一部である。占奪された人々の文化と名前、言語を禁ずるだけでなく、時として、彼らの子供を巻き込むことがある。オーストラリア大陸の占有から1世紀以上もたってから、ブリテン系オーストラリア人は、土着アボリジナル住民の生存者が、彼らの多くが閉じこめられていた居留地で死に絶えつつあると信じていた。20世紀初頭になって、彼らの人口がむしろ増加しており、その子孫の多くが混血であることが明らかになったとき、子供たちを両親から引き離して白人家庭に預け、アボリジナル文化とアイデンティティを奪うことを目指す公的な対策がとられたのである。その最終的な目標は、彼らを白人と結婚させ、数世代のうちに肌の色の違いをなくすことであった。1933年、政府公認のアボリジナルの「保護者」セシル・クック博士は、あるジャーナリストに対して以下のように述べている。「黒色人種の完全な消滅と彼らの子供の白色人種への急速な埋没により、混血児の問題はすぐに解決されるだろう」<sup>44</sup>。この計画は何十年も続いたが、クックが望んだような成功は得られなかった。巻き込まれた多くの子供たちと彼らが奪い去られた家族に計り知れない害を与えたけれども<sup>45</sup>。この計画が大陸の占有をより確固としたものにすることではなく、むしろアボリジナルでない白系オーストラリア人の道徳的所有権の感覚を弱めるという結果をもたらした。

アボリジナルの子供たちを両親から奪い取る衝動は、オーストラリア北部のアボリジナル人口が北部熱帯地域に住む白系オーストラリア人の人口を上回るようになるかもしれない、という恐怖の増大に大きく由来していた。占奪する社会は、征服地の人口を彼ら自身で満たすことができなければ、成功を望むべくもない。まさにそれが、出生率が減少しブリテンからの移民が枯渇するという、1930年代の間600万の白系オーストラリア人が直面していた苦境だった。このような状況は1950年代以後、数十年掛かってようやく回復されたにすぎない。というのは、出生率の回復と大規模な移住事業が合わさって、1982年までに人口が1,500万まで増加したのであった。オーストラリアは、戦後の移民を促進するため、彼らの多くの移住運賃を無料にしなければならなかつた。たいて

<sup>42</sup> U.S. Helsinki Watch Committee, *Destroying Ethnic Identity: The Kurds of Turkey: An Update*, New York, 1988; Philip Mansel, *Constantinople: City of the World's Desire, 1453-1924*, John Murray, London, 1995, pp. 420-1.

<sup>43</sup> Michael Weiner, *Race and Migration in Imperial Japan*, Routledge, London, 1994, pp. 22-7, 34.

<sup>44</sup> Day, *Claiming a Continent*, pp. 244-5.

<sup>45</sup> 1997年にオーストラリアの「盗まれた子供達」についての批判的な公式報告書が刊行された。オーストラリア人権・機会均等委員会のサイトで見ることができる。

[http://www.humanrights.gov.au/social\\_justice/stolen\\_children/how\\_to.html](http://www.humanrights.gov.au/social_justice/stolen_children/how_to.html).

いは被征服民から没収された土地を、無料ないし安価で譲る申し出が、人々を引きつけるエサとしてしばしば利用された。時として、初期のオーストラリアでもそうだったように、征服地へ入植するためには強制が必要であった。1788年にブリテン人は、それ以前に流刑囚を北アメリカに送ったように、植民地建設者として流刑囚をオーストラリアに送り込んだ。また中世イベリア半島の王たちは、ムーア人から奪い返したイベリア半島南部を、犯罪者が懲罰から逃れる安息の地として利用することができると宣言することによって、入植を暗に強制した<sup>46</sup>。同様に、15世紀にはメフメト二世が、征服してから日の浅いコンスタンティノープルをトルコ系住民が確実に占有するべく強制を用いたし、ロシアでは、ロシア人が入植に乗り気でない荒野を確保するため、一般市民をシベリアに強制的に追放したのであった<sup>47</sup>。

占奪する社会が先住民を数で圧倒することのできる場合は、その結果は、少なくとも短期的には明らかである。先住民が山岳地帯の古来の隠れ場所を長いこと占有していたチベットなどの地でさえも、1950年代の中国による併合以後の中国人人口の漸進的な増加を受けて、かりにも「原住民（native population）が少数民族になる」などといえば、自治獲得要求は「意味を失う」ことを、渋々ながらダライラマは認めざるを得なかつた。そして、こうした事態はまさに到来しつつある<sup>48</sup>。北アメリカや北海道、オーストラリアなどのように、占奪された人々がさらに圧倒され極小規模な少数民族になった場所では、彼らが伝統的な土地への何らかの支配を回復する望みは、あまりに荒れ果てており占奪する社会が占有する益のない一部の土地に限られた。例えば、カナダのイヌイットやオーストラリア中部、北部のアボリジナルは何とか若干の自治を獲得することができた。ただしそれは、伝統的な土地に根ざす原住民の存在が、領土全域に対する占奪する社会の主権を正式に宣言するために利用される、という占奪する社会の論理に基づいてはいた。

占有地において十分な安心感を得られるまで、その人口を増やすという占奪する社会の衝動の成功は、時として予期しないコストを伴う。トマス・ジェファソンの時代のヴァージニア植民地に居住するイングランド人は、アメリカ先住民から最初に奪ってからおよそ2世紀にも及ぶ占有の中で、確かに安全を享受するようになってきた。しかしイングランド人による実効的所有権の主張は、植民地における人種構成の劇的な変化を容認することによってのみ可能だった。1781年にジェファソンが述べたように、白系人口のほとんど30%をドイツ人が占め、全人口の約50%はアフリカから連れてこられた奴隸だったのである。イングランド人は、何とかアメリカ先住民を壊滅させたが、その時は彼ら自身が他人種に圧倒される瀬戸際だったのである。新しく独立したアメリカの人々が、人種希釈化の進行に歯止めを掛けるため、移民ではなく人口の自然増を待つことをジェファソンは望んでいた<sup>49</sup>。しかし、アメリカ人の領土的野心はアメリカ合衆国の限りなく拡大した領土に入植する能力を超えるほど大きく、ブリテン諸島以外からの大規

<sup>46</sup> Manuel Gonzalez Jimenez, 'Frontier and Settlement in the Kingdom of Castile (1085-1350)', in Robert Bartlett and Angus MacKay (eds.), *Medieval Frontier Societies*, Clarendon Press, Oxford, 1989, p. 72.

<sup>47</sup> Slezkine, pp. 95-7; Mansel, pp. 6-11, 16-17; Steven Runciman, *The Fall of Constantinople, 1453*, Cambridge University Press, Cambridge, 1965, pp. 158-9.

<sup>48</sup> *The Australian*, Sydney, 10 October 2003.

<sup>49</sup> Peterson (ed.), pp. 123-6.

模な移民を頼みとしなくてはならなかつた。最近では、移民のほとんどは中南米から移住してきたヒスパニックであり、英語話者のアメリカ人は、大都市やいくつかの地域で彼らに圧倒されつつある事態に直面し、新たにアイデンティティの再考を始めている<sup>50</sup>。

占奪する社会が十分に人口を増やせないような場所では、彼ら自身が追放されるか、ないし逆に占奪されるという状況に陥るだろう。前世紀におけるアイルランド南部でのブリテン人の運命はまさにそうだったし、他にも南アフリカ、ローデシア、ケニアや他のアフリカ諸地域におけるヨーロッパ人、韓国、満州や台灣における日本人、そしてラトヴィア、リトアニアや他のソヴィエト共和国におけるロシア人がそうだった。イスラエルでも、ヨルダン川西岸地区を占有するために入植する能力を超える領土的野心を一部の人々が持つようになり、今や同様の可能性に直面している。これらの社会は、彼ら自身のものにしようする土地に対して主張してきた実効的所有権を失ってしまったか、失う危険にさらされているのだ。

他にも多くの社会が、彼らが征服した地への道徳的所有権の主張を確立しようと今なお苦闘している。これは法的ないし実効的な権利主張よりも達成が困難であり、まず占奪する社会それ自体が、その地の合法的な所有者であると感じることが必要となる。追放された人々に関しては、彼らがもし生存しているのであれば、その地の正当な所有者として取って代わられたことを彼らが受け入れる必要がある。またその地の所有をめぐる潜在的競合社会に関しては、占奪する社会が争う余地無くその地の占有を享受する権利を、彼らが容認するか、挑戦しないことが必要である。こうした条件を達成するには、何世紀も掛かるだろう。たとえ達成したとしても、歴史が示しているように、ある日反対要求が提示され、逆に占奪する社会が征服される、ないし追放されるという事態が起こらない保証はない。

長い時間枠をとって考えると、ほとんどの土地は、占奪する社会が新しい土地に到来し、その後今度は自分が占奪されるという遷移を経験しており、それぞれの占奪する社会は後に考古学者によって発掘される文明の一つの層を残していく。占奪する社会は新しく獲得した土地の占有を確固として争う余地のないものにしようと切望するが、占奪する社会の到来は、実際には終わりなきプロセスの始まりである。そして争う余地のない占有を達成しようと試み続けることで、占奪する社会が取って代わろうともくろむ人々の歴史だけでなく、占奪する社会の歴史そのものが形作られていく。歴史家と社会学者はこれまで、ある土地の併合とその帰結を植民地主義、より最近では国内植民地主義というプリズムを通してみてきたが、占奪する社会という概念は、これらの出来事を見通す上で役に立つ、異なるプリズムを提供するだろう。さらに言えば、この原動力は、多くの社会の歴史がなぜ今あるように展開してきたのかを理解するより有益な方法を提供すると同時に、比較研究の豊かな土壤をも提供するであろう<sup>51</sup>。

<sup>50</sup> このような懸念の近年の表明として、Samuel Huntington, *Who Are We?: The Challenges to America's National Identity*, Simon and Schuster, New York, 2004.

<sup>51</sup> 著者はオーストラリア史を整理する基礎として占奪する社会という概念を用いた。David Day, *Claiming a Continent*, HarperCollins, Sydney, 1996 [latest edition, 2005].

## 経歴・著作目録

## 経歴

- 2006-2007 東京大学大学院総合文化研究科附属 アメリカ太平洋研究センター所属  
オーストラリア客員教授
- 2003- An Honorary Associate with the History Program at LaTrobe University.
- 1998-2003 ARC Senior Research Fellow at LaTrobe University.
- 1998-1999 東京大学大学院総合文化研究科 オーストラリア客員教授
- 1993-1996 Keith Cameron Professor of Australian History at University College Dublin.
- 1989-1992 Associate Professor of History at Bond University.
- 1985-1989 Junior Research Fellow at Clare College in Cambridge.

また、オーストラリア税関局と気象局の史料編纂官、ケンブリッジ大学チャーチル・カレッジの客員フェローを務めた。

学位：BA (Hons) University of Melbourne, PhD Cambridge

## 著作目録

- (2005) *Conquest: A New History of the Modern World*, HarperCollins, Sydney, 2005.
- (2003) *The Politics of War: Australia at War 1939-45 From Churchill to MacArthur*, HarperCollins, Sydney, 2003.
- (2001) *Chifley*, HarperCollins, Sydney, 2001.
- (1999) *John Curtin: A Life*, HarperCollins, Sydney, 1999.
- (1998) (ed.) *Australian Identities*, Australian Scholarly Publishing, Melbourne, 1998.
- (1996) *Claiming a Continent: A New History of Australia*, HarperCollins, Sydney, 1996; 3rd ed., 2001.
- (1996) (ed.) *Brave New World: Dr. H.V. Evatt and Australian Foreign Policy, 1941-1949*, University of Queensland Press, St Lucia, 1996.
- (1996) *Contraband and Controversy: The Customs History of Australia from 1901*, AGPS Press, Canberra, 1996.
- (1992) *Smugglers and Sailors: The Customs History of Australia 1788-1901*, AGPS Press, Canberra, 1992.
- (1992) *Reluctant Nation: Australia and the Allied Defeat of Japan 1942-1945*, Oxford University Press, Melbourne, 1992.
- (1988) *The Great Betrayal: Britain, Australia and the Onset of the Pacific War 1939-42*, Angus and Robertson Sydney, 1988.
- (1986) *Menzies and Churchill at War: A Controversial New Account of the 1941 Struggle for Power*, Angus and Robertson, Sydney, 1986.

現在、デイ教授はオーストラリア首相を務めたアンドリュー・フィッシュナーの伝記を執筆中である。著作はデンマーク語、スペイン語、チェコ語、韓国語に翻訳されている。その他の論文、論集への寄稿は、<http://www.latrobe.edu.au/history/staff/day.htm>.

『クリオ』21号正誤表

	誤	正
p.1, l.2	SUPPLANTING <u>SICITIES</u> : A DYNAMIC ...	SUPPLANTING <u>SOCIETIES</u> : A DYNAMIC ...
p.38, n.7	(Osnabrück, 2000)	(Osnabrück: Universitätsverlag Rasch, 2000)
p.43, n.40	(Philadelphia, 1959)	(Philadelphia: Muhlenberg Press, 1959)
p.45, n.46	<i>Ibid.</i> , 4:120.	<i>Ibid.</i> , 4: 120.
p.47, n.57	... <i>Mary Quarter</i> 63	... <i>Mary Quarterly</i> 63
p.51, n.79	To Richard Jackson, ...	Franklin to Richard Jackson, ...
pp.54-64	<i>op. cit.</i> ...	<i>op. cit.</i> ,
p.58, n.35	1980年代に…	1780年代に…
p.74, n.28, l.1	…聖体会の規約（1642年）…	…聖体会（1642年設立）の規約…
p.74, n.28, l.2	…篤信派：聖体会…	…篤信派——聖体会…